

I 主な改正事項と手続き

1 酒類の種類・品目の定義の改正（酒税法第3条）

イ 改正の概要

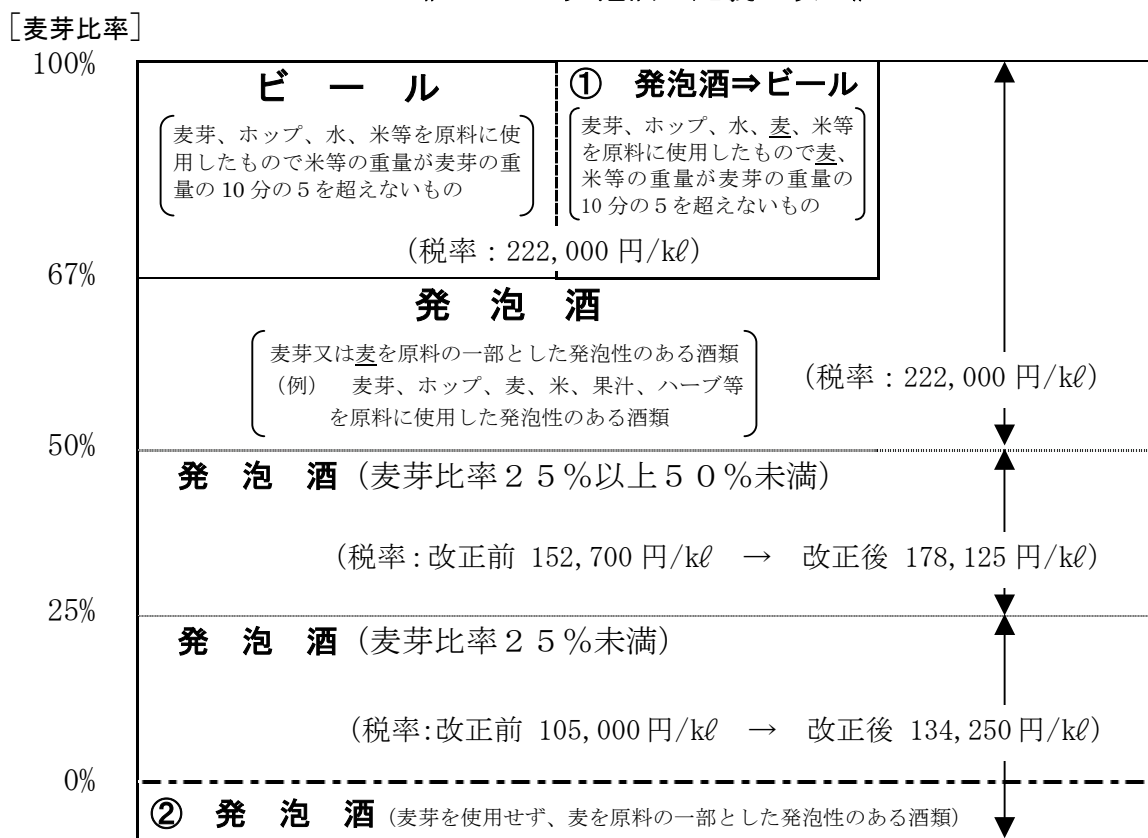
酒類の種類・品目の定義が4月1日から次のとおり改正されました。

- ① ビールの原料として使用できる物品に麦が追加されました。
- ② 発泡酒の範囲に「麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの」が加えられました。
- ③ ①及び②の改正に伴い、スピリッツ類及びリキュール類の定義が改正されました。

(注) スピリッツ類及びリキュール類の定義の改正の詳細は、次ページの(参考)のとおりです。

(参考)

《ビールと発泡酒の定義の改正》



(注) 発泡酒(麦芽比率50%未満)に係る改正後の税率は、5月1日以後に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒類に適用されます。

ロ 改正に伴う経過措置等

(イ) 免許関係

今回の改正によりビールとして分類されることになる発泡酒など、種類・品目が変更となる酒類の製造免許又は販売業免許を受けていた場合には、改正前に製造又は販売できた酒類について、引き続き製造又は販売することができるよう免許に関する経過措置が設けられています。

例えば、発泡酒の免許を受けていた場合は、ビール(麦を原料の一部としたものに限る。)の製造免許を受けたものとみなされます。

なお、改正前の免許に期限又は条件が付されていた場合には、その期限又は条件は、経過措置により受けたものとみなされた免許にも付されたものとみなされます。

(注) 1 この経過措置は、現実はその酒類を製造等していたかどうかは問いません。

したがって、例えば、発泡酒の製造免許を受けていたが、改正法の規定によりビールとして分類されることとなる発泡酒を製造していなくともビール(麦を原料の一部としたものに限る。)の製造免許を受けたものとみなされます。

2 ビールの製造免許を受けていない発泡酒の製造者は、8の(2)のロの(ハ)「発泡酒の製造者に係る税率の特例の適用」(11 ページ)を必ずお読みください。

(参考)

酒類の種類又は品目に変更となる酒類

旧酒税法	新酒税法	範 囲
発泡酒	ビール	麦芽、ホップ、水、米等のほか、麦を原料として発酵させたもので、麦、米等の重量が麦芽の重量の10分の5を超えないもの
	スピリッツ類	麦芽を原料の一部とした酒類で、麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部とした発泡性を有するもの(エキス分2度未満のものに限る。) (例) 麦芽、ホップ、水を原料として発酵させたものに麦しょうちゅうを加えた発泡性のある酒類(エキス分2度未満)
	リキュール類	麦芽を原料の一部とした酒類で、麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部とした発泡性を有するもの(エキス分2度以上のものに限る。) (例) 麦芽、ホップ、水を原料として発酵させたものに麦しょうちゅうを加えた発泡性のある酒類(エキス分2度以上)
スピリッツ類	発泡酒	麦芽を原料に使用せず、麦を原料の一部とした酒類(麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。)で、発泡性を有するもの (例) 麦、米、ハーブを原料として発酵させたものに原料用アルコール(麦を原料の一部としていないもの。)を加えた発泡性のある酒類
リキュール類		
その他の雑酒		麦芽を原料に使用せず、麦を原料の全部又は一部とした酒類で、発泡性を有するもの

(ロ) 種類又は品目の表示

今回の改正により酒類の種類又は品目に変更になる酒類の容器等への表示については、原則として4月1日から新たな種類又は品目を表示することになりますが、いわゆる「異なる表示」(酒類業組合法施行令第8条の3第6項)について、酒類製造者の住所地又は製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときには、承認を受けた期間については、改正前の酒類の種類又は品目の表示で販売することができます。

なお、酒類の種類又は品目に変更となる酒類を複数の税務署の管内の製造場で製造している場合の「異なる表示」については、国税局長の承認を受ける必要があります。